

食品等事業者による自主検査促進事業実施要領

(目的)

第1条 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）により、食品等事業者が自らの責任において取り扱う食品又は添加物（以下「食品等」という。）の安全性を確保するため、食品等の自主検査の実施等が責務として規定された。そこで、当該規定の趣旨を食品等事業者に定着させることで食品等の安全性確保を図り、消費者の食に対する安心を拡大することを目的として、この要領を定める。

(概要)

第2条 この事業の概要は、次のとおりとする。

- (1) 食品等事業者に、取り扱う食品等の自主検査の実施を啓発する。
- (2) 一般社団法人岡山県食品衛生協会（以下「県食協」という。）長（以下「県協会長」という。）は、次条により、自主検査を実施した食品等事業者を認定する。
- (3) 県協会長は、認定した食品等事業者（以下「認定事業者」という。）等を公表する。

(認定)

第3条 前条第2号の認定は、次のとおりとする。

(1) 対象

認定の対象とする食品等事業者は、県食協の正会員である地区食品衛生協会の会員であり、別表に記載された食品等を製造し、加工し、若しくは調理し、又は鶏卵を販売する者とする。ただし、申請日から過去1年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は岡山県ふぐ処理等規制条例（平成27年岡山県条例第57号）に違反し行政処分を受けた食品等事業者は、認定を申請することができない。

(2) 自主検査

認定に関する自主検査について、検査対象となる食品等、検査項目及び検査成績の基準は、別表のとおりとする。

(3) 申請

認定を受けようとする食品等事業者は、施設ごとに、様式第1号により県協会長に申請する。なお、一つの施設につき次のイ、ロのいずれか一つに関する検査成績書等（検査実施日が、申請日から過去1年以内であること。）を添付する。

- イ 食品衛生法に規定する登録検査機関による1件以上の検査
 - ロ 食品等事業者自身が持つ検査施設等による4件以上の検査
- また、ロに関して申請する場合は、様式第2号を添付する。

認定後、この認定に係る表示を希望する食品等事業者は、様式第3号を添付する。

(4) 認定

県協会長は、前3号の認定要件を満たす食品等事業者について、施設ごとに認定し、認定証（様式第4号）及び認定プレート（様式第5号）を交付する。

(5) 有効期間

認定の日の属する年の12月31日までとする。

(検査成績書等)

第4条 前条第3号の検査成績書等は、次のとおりとする。

(1) いずれの検査成績書においても記載が必要な事項

- イ 検査対象となった食品等の名称
- ロ 検査実施日
- ハ 検査項目及び検査成績

(2) 食品等事業者自身が持つ検査施設による検査成績書において記載が必要な事項

- イ 当該食品等事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）
- ロ 検査を実施した者の署名又は印

(3) 前号以外の検査施設による検査成績書において記載が必要な事項

- イ 検査施設の名称
- ロ 検査を実施した施設による印
- ハ 当該食品等事業者である検査依頼主の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(4) 添加物の検査項目のうち、色、におい等検査が簡便な項目については、検査結果を記録した日報等で代用できる。

(表示)

第5条 認定事業者は、この認定に係る表示を行う場合には、別紙により表示するものとする。

(認定の取消し)

第6条 県協会長は、認定事業者が次のいずれかに該当する場合には、この

認定を取り消すことができる。

- (1) 認定に関する施設の営業を廃止した場合
- (2) 食品衛生法又は岡山県ふぐ処理等規制条例に違反し行政処分を受けた場合
- (3) 食品表示法（平成 25 年法律第 74 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）等食品関係法令の違反により、社会的に食の信頼を損なう事実が確認された場合
- (4) この事業の趣旨とは異なる、又は異なると疑われる表示を行った場合
- (5) その他、取り消す必要があると認められた場合

（公表）

第 7 条 県協会長は、県食協ホームページに認定事業者等を公表する。

この公表する県食協のページと、食品等事業者のホームページのリンクを希望する場合は、リンク先 URL を様式第 1 号に記載し県協会においてリンクする。

2 県協会長は、前条の取消しを行った場合は、当該認定事業者に関する事項の公表を取り止める。

（その他）

第 8 条 この認定は、食品等事業者による自主検査の実施を促進するために行うものであり、認定事業者が取り扱う食品等の安全性を保証したものではない。

（施行期日）

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年の認定から適用する。

この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から施行し、平成 28 年の認定から適用する。

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行し、平成 29 年の認定から適用する。

この要領は、令和 元年 10 月 30 日から施行し、令和 2 年の認定から適用する。